

# 右京警察署管内:自転車指導啓発重点路線

北:丸太町通  
東:西小路通  
南:高辻通  
西:天神川通  
で囲んだエリア  
です。

花園・山ノ内エリア

【選定理由】  
駅や大型商業施設、高校・大学  
等が所在し、自転車利用者が多  
く、過去には自転車の重大事故  
が発生している。

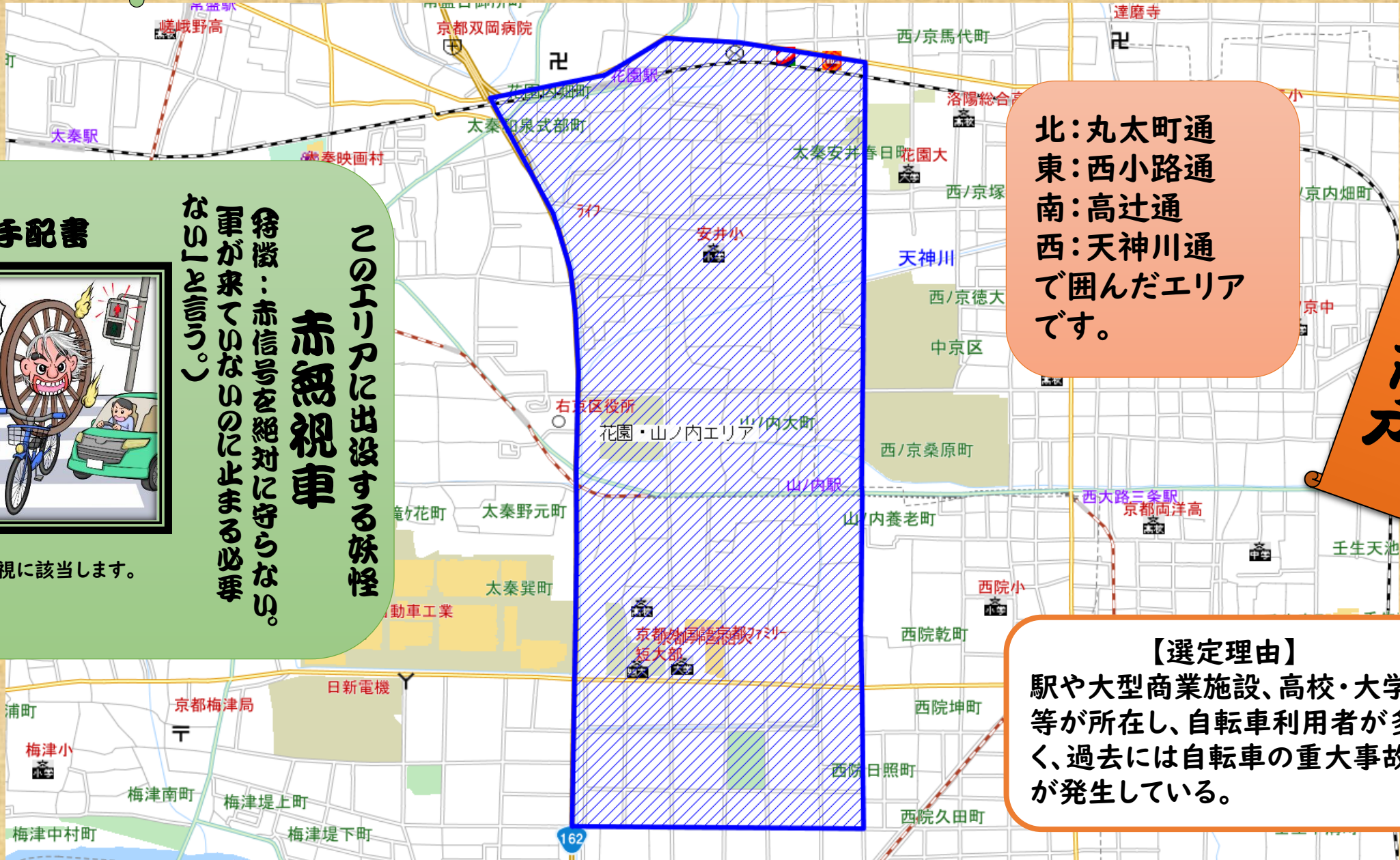
このエリアに出没する妖怪  
特徴:赤信号を絶対に守らない。  
車が来ていなくても止まる必要  
ない!という。( )

## 赤信号無視

### 手配書



信号無視に該当します。



自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用してね!

花園・山ノ内エリアを  
走行される方へ

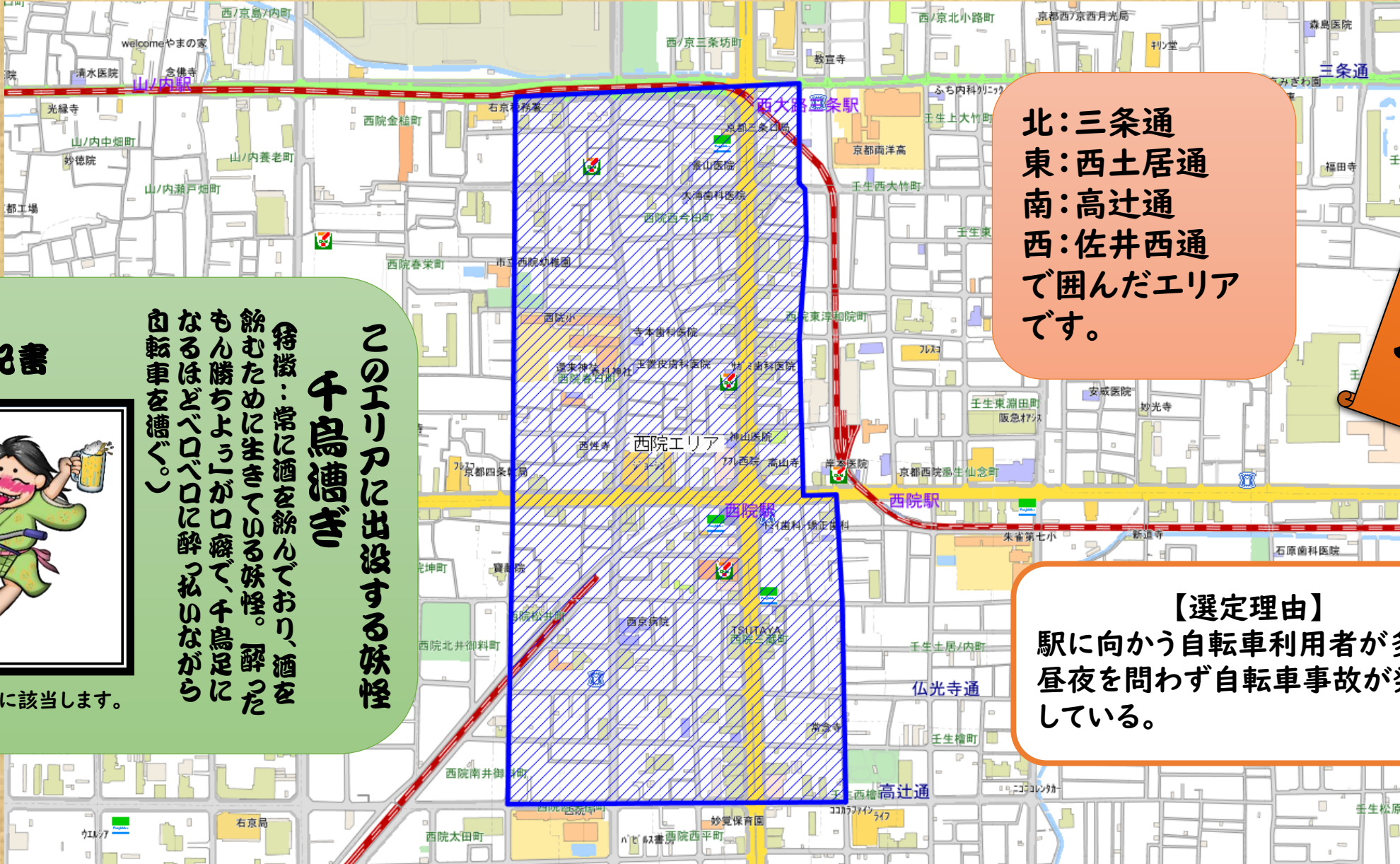
このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう!

- ① 一時停止: 一時停止の標識のある交差点では、停止線の直前で必ず一時停止し、左右の安全を確認して進行しましょう。
- ② 信号無視: 信号を守るのは交通安全の基本です。たとえ車等が来ていなくても、必ず信号を守りましょう。
- ③ 左側通行: 自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。

京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。



# 右京警察署管内:自転車指導啓発重点路線



北:三条通  
東:西土居通  
南:高辻通  
西:佐井西通  
で囲んだエリア  
です。

西院エリア

【選定理由】  
駅に向かう自転車利用者が多く、  
昼夜を問わず自転車事故が発生  
している。

このエリアに出没する妖怪  
千鳥漕ぎ

特徴:常に酒を飲んでおり、酒を  
飲むために生きている妖怪。酔った  
もん勝ちよう「が口癖で、千鳥足に  
なるほどペロペロに酔っ払いなから  
自転車漕ぐ。」

## 手配書



酒酔い運転に該当します。

自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用してね!

西院エリアを  
走行される方へ

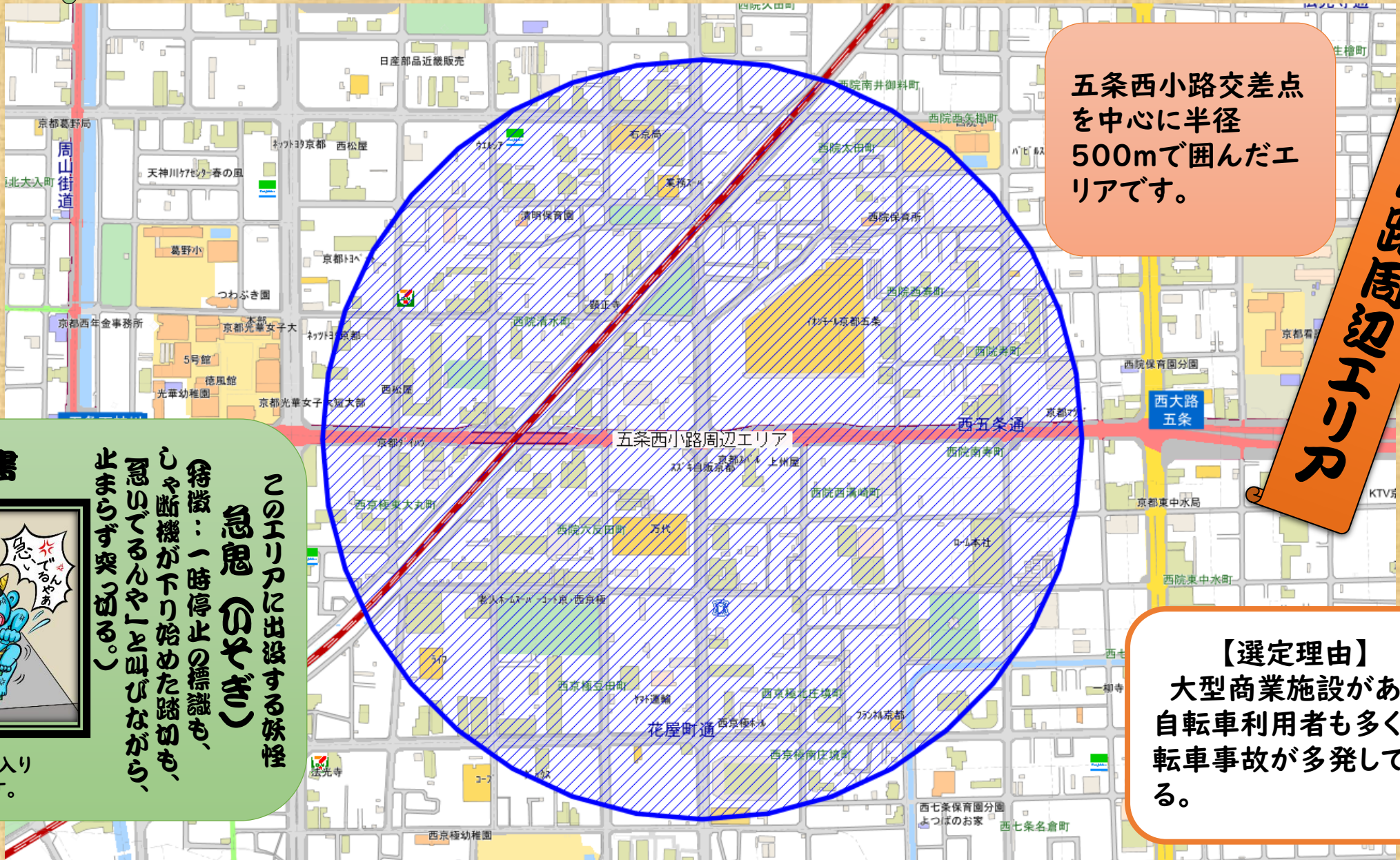
このエリアは右京区で一番、飲食店が多い地域です。

- ① 自転車は車両です。お酒を飲んだ後に自転車を運転することは、法律で禁止されています。
- ② お酒を飲むと、車両の運転に必要な「注意力・判断能力・操作能力」が低下し、重大な交通事故に繋がるおそれがあります!

京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。



# 右京警察署管内:自転車指導啓発重点路線



五条西小路交差点を中心に半径500mで囲んだエリアです。

【選定理由】  
大型商業施設があり、  
自転車利用者も多く自  
転車事故が多発してい  
る。



## 手配書

遮断踏切立入りに該当します。

このエリアに出没する妖怪  
**急鬼(ウヤギ)**  
特徴:一時停止の標識も、  
しゃ断機が下り始めた踏切も、  
急いでいるんや」と叫びながら、  
止まらず突っ走る。

自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用してね!

五条西小路周辺エリアを  
走行される方へ

このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう!

- ① 一時停止: 一時停止の標識のある交差点では、停止線の直前で必ず一時停止し、左右の安全を確認して進行しましょう。
- ② 信号無視: 信号を守るのは交通安全の基本です。たとえ車等が来ていなくても、必ず信号を守りましょう。
- ③ 左側通行: 自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。

京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

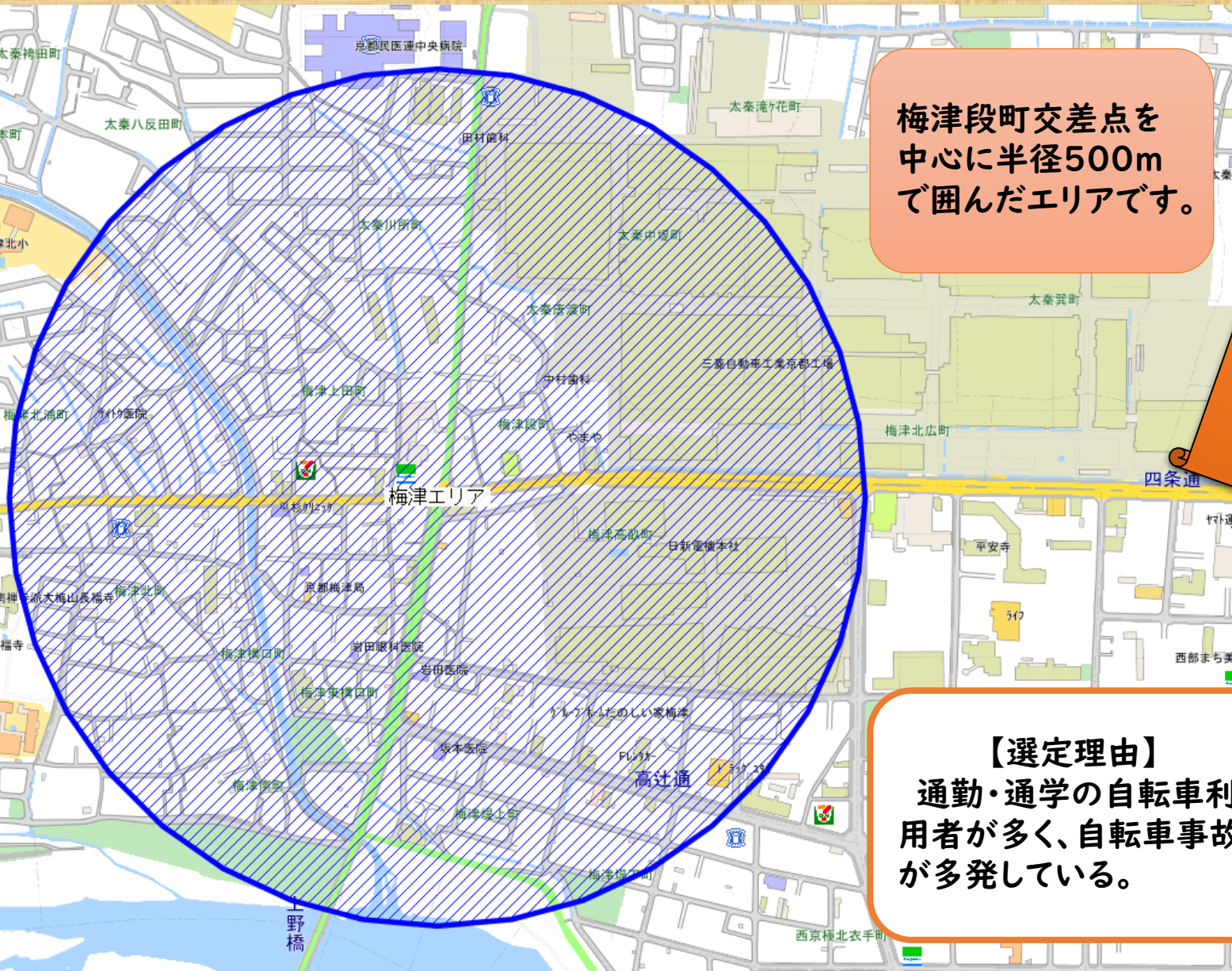


# 右京警察署管内:自転車指導啓発重点路線

梅津H2R

梅津段町交差点を  
中心に半径500m  
で囲んだエリアです。

【選定理由】  
通勤・通学の自転車利  
用者が多く、自転車事故  
が多発している。



## 手配書



信号無視に該当します。

このエリアに出没する妖怪  
**赤信号無視**  
特徴:赤信号を絶対に守らない。  
車が来て止まらないのに止まる必要な  
SIGNAL(シグナル)。

自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用してね!

梅津エリアを  
走行される方へ

このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう!

- ① 一時停止: 一時停止の標識のある交差点では、停止線の直前で必ず一時停止し、左右の安全を確認して進行しましょう。
- ② 信号無視: 信号を守るのは交通安全の基本です。たとえ車等が来ていなくても、必ず信号を守りましょう。
- ③ 左側通行: 自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。

京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

